

議案第 14 号
議決第 号

始良市営住宅条例等の一部を改正する条例の件

始良市営住宅条例等の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）2月17日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市営住宅条例等の一部を改正する条例

（始良市営住宅条例の一部改正）

第1条 始良市営住宅条例（平成22年始良市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第22条第4号中「及び附帯施設の構造上重要でない部分の修繕」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

第2条 始良市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 極度額に達したとき。

第19条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、当該敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

第19条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

第42条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

(始良市営単独住宅条例の一部改正)

第3条 始良市営単独住宅条例（平成22年始良市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第20条第4号中「及び附帯施設の構造上重要でない部分の修繕」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

第4条 始良市営単独住宅条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 極度額に達したとき。

第17条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が単独住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、当該敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

第17条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第32条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

(始良市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第5条 始良市特定公共賃貸住宅条例（平成22年始良市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第23条第4号中「及び附帯施設の構造上重要でない部分の修繕」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

第6条 始良市特定公共賃貸住宅条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 極度額に達したとき。

第20条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が特定公共賃貸住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、当該敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

第20条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし第2項の次に次の1項を加える。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

(始良市定住促進住宅条例の一部改正)

第7条 始良市定住促進住宅条例（平成26年始良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

第8条 始良市定住促進住宅条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 極度額に達したとき。

第16条第2項を次のように改める。

- 2 第1項に規定する敷金は、入居者が定住促進住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金のあるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

第16条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

(始良市地域活性化住宅条例の一部改正)

第9条 始良市地域活性化住宅条例(平成26年始良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

第10条 始良市地域活性化住宅条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 極度額に達したとき。

第15条第2項を次のように改める。

2 第1項に規定する敷金は、入居者が活性化住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金のあるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

第15条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第5条、第7条、第9条の規定は、公布の日から施行する。